



消毒用エタノールを飲食店などに配布

市は、現在入手が困難となっている手指消毒用エタノール約7100リットルを確保。市内の飲食店や医療機関、大型商業施設、学校、保育所、福祉施設、スポーツ施設などに配布しました。今後も消毒用エタノールの確保に努めていきます。

飲食業者向けに引き続き配布中

現在、飲食業者を対象に、手指消毒用エタノールを引き続き配布しています。希望する業者は、市総合保健センター4階の高崎食品衛生協会窓口にお越しください。1事業者につき500ミリリットルを配布します。

問い合わせは、生活衛生課（☎381・6116）へ。

INTERVIEW 飲食店で働く人に聞きました



木村 周来さん (東町)

消毒液を入手できて本当に助かりました

なかなか消毒液が手に入らない状況だったので、配布してもらえてとても助かりました。周りのお店も同じ状況だったようです。消毒液は出入口付近に置いて、お客さんの手指の消毒に使ってもらっています。来てくれるお客さんのために、できる限りの対策をしています。多くの飲食店でぜひ活用してほしいです。

感染拡大を防ぎ、もしもに備えた

本市の取り組み

感染拡大に備え、民間医療機関と連携を強化



市は、市内の民間医療機関に働きかけ、新型コロナウイルス感染症の拡大に備えた連携体制を整えています。今後万が一、市内でクラスターと呼ばれる集団感染などが発生し、感染症患者が増加した場合の受け入れ体制を確保するための対応です。

帰国者・接触者外来を開設する病院と、民間の医療機関の計5病院が参加し、研修会を実施。市内の医療現場の状況や患者の受け入れ体制について、活発な意見が交わされました。現場研修会では、実際に患者を受け入れる際の手順や、現場の感染管理専門スタッフの具体的な動きを確認しました。

市では、万一の感染拡大に備え、今後も民間医療機関との連携を強化していきます。



教室では間隔を空けて着席。窓を開けて換気にも配慮

公民館、図書館、高崎アリーナ、児童館・児童センター

前回の休校時に開放していた、公民館、図書館、高崎アリーナ、児童館・児童センターは、今回は使用できません。また、市内の公園については、使用の自粛をお願いします。

放課後児童クラブ

通所の自粛をお願いします。やむを得ない場合は、日曜日、祝日を除き、午前8時から通常の閉所時間まで受け入れています。

保育所・認定こども園・幼稚園

通常通り開園していますが、やむを得ない場合を除き、登園の自粛をお願いします。

臨時休校中も学校を開放。心配ごととは相談を

市内の小中学校と特別支援学校は、5月6日(水)までの臨時休校期間中も教職員が対応し、子どもたちの居場所として教室、図書室、体育館

などを開放しています。開放は月、金曜日、午前8時頃～午後4時頃です。利用を希望する場合は、事前に学校に連絡してください。子どもの健康状態など、心配ごとがある場合は、遠慮なく学校に連絡してください。

市は、市民の皆さんの生活を守るため、感染症の拡大防止に向けた取り組みを続けています。今月号では、市の取り組みと、あらためて市民の皆さんにお願いしたい感染予防のポイントについてお知らせします。

問い合わせは、保健医療総務課（☎381・6111）へ。

新型コロナウイルス感染症に立ち向かう

拡大防止に全力で取り組んでいきます

学校や病院などにマスクを配布

マスクの品薄状態を受け、市内の小中学校や病院・医科診療所・歯科診療所、介護・高齢者施設、障害者施設などに、市が備蓄していたマスク約14万枚を配布しました。市は今後も、マスクの確保に全力を挙げ、必要箇所に配布する予定です。



市ホームページで新型コロナウイルス感染症に関する特設サイトを開設しています



一人一人のご協力をお願いします

国の「緊急事態宣言」の発令を受けて、本市でも学校の臨時休校や市有施設の閉鎖などの対応をしています。感染の予防、拡大防止のために、一人一人ができることを実践することが必要です。不要不急の外出はできるだけ控え、3つの密を避ける、手洗いと咳エチケットを徹底するなど、市民の皆さん、一人一人のご協力をお願いします。

問い合わせは、保健予防課（☎381-6112）へ。

Point 3つの「密」を避けて集団感染させない

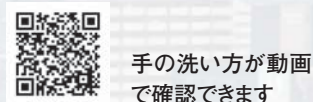


3つの「密」が重なる場所では、集団感染の危険性が特に高くなります。生活の中で、3つの「密」を避けてください。感染症の流行を早期に終息させるためには、集団感染を発生させないことが大切です

Point 感染症対策の基本は「手洗い」と「咳エチケット」



石けんで指先や指の間、手首まで、15～30秒かけてしっかり洗う



手の洗い方が動画で確認できます



マスクは裏表や上下に気を付けて、隙間ができないように着用。マスクが無いときは、ハンカチやティッシュで口や鼻を覆ってください

新型コロナウイルスの電話相談窓口

予防法などを知りたい人はこちら

一般向け電話相談窓口

●市の電話相談窓口（健康課）
（☎381-6113、☎381-6114）
月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

●厚生労働省の電話相談窓口
（☎0120-56-5653）
午前9時～午後9時

気になる症状がある人はこちら

帰国者・接触者相談センター

●保健予防課
（☎381-6112）
月～金曜日、午前8時30分～午後9時

●市総合保健センター総合管理室
（☎381-6123）
夜間、土・日曜日、祝日

〈相談の目安〉

- ①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）
 - ②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ただし、高齢者や基礎疾患のある人は、上記の状態が2日程度続く場合に連絡してください

各電話相談窓口は市ホームページでも確認できます▶



「生活を守る」さまざまな支援策

中小企業や農業者を支援する、全国に先駆けた市の融資制度

新型コロナウイルス感染症の拡大は、市内の中小企業や農業者にも大きな影響を及ぼしています。市では全国の自治体に先駆けて、独自の融資制度「新型コロナウイルス緊急経済対策資金融資制度」を創設。3月18日の受け付け開始以来、金融機関などへの融資の申し込みは、600件以上にのぼっています。引き続き、融資の相談・申し込みを受け付けています。

対象	新型コロナウイルス感染症の影響で、前年同月と比べて売上げが10%以上減少した市内の中小企業と農業者
資金使途	経営安定のために必要な運転資金
利率	中小企業向け…年1.3% 農業者向け…年1.4% (借入利率の5年分を市が補助します)
信用保証料	市が全額補助します
事務手数料	市が全額補助します（消費税分を除く）
期間	10年以内（元金均等償還。2年以内据え置き可）
限度額	3,000万円
取扱期限	9月30日(水)までに融資が受けられるように申し込んでください
申し込み先	中小企業向け…市内の銀行・信用金庫・信用組合 農業者向け…市内の農業協同組合など



問い合わせ先 中小企業向け…商工振興課（☎321-1258） 農業者向け…農林課（☎321-1261）

生活に不安がある人は相談してください

税や公共料金などの支払いの猶予制度について

- 市税、国民健康保険税、後期高齢医療保険料、介護保険料（納税課☎321-1223）
- 水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料（水道局料金課☎321-1283）
- 国民年金保険料（保険年金課☎321-1238）

生活資金の貸し付けについて

- 高崎市社会福祉協議会（☎370-8855）

市営住宅への入居相談について

- 県住宅供給公社高崎支所（☎321-1267）



市社会福祉協議会
ホームページ